

## 第10 日照阻害

### 1 調査の手法

#### (1) 調査すべき情報

##### ア 土地利用の状況

日影の影響を受けやすい施設の分布状況等

##### イ 地形及び工作物等の状況

土地の起伏及び傾斜等の地形の状況、対象事業の実施区域周辺の土地に日影を生じさせている工作物の位置、規模、構造等の状況並びに当該工作物の日影の状況

#### 【解説】

環境影響評価の対象となる「日照阻害」とは、第1章の別表1に示すとおり、設置される工作物によって発生する日影による日照阻害をいう。また、風車の影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）を含む。

##### ア 土地利用の状況

日影の影響を受けやすい施設は、学校、病院、住宅、保育所、福祉施設及び文化財など日照の変化が施設の居住環境等に大きな影響を及ぼすものがあり、このほか、農地の種類及び分布状況並びに用途地域の指定状況その他の土地利用の状況（将来の土地利用を含む）を調査する。

##### イ 地形及び工作物等の状況

対象事業の実施区域周辺に日影を生じさせている工作物の影響を考慮する必要があると認められる場合、一般的に建築基準法（昭和25年法律第201号）の日影規制の対象となる高さ10m以上のものについて調査を行う。当該工作物の日影の状況については、日影の範囲、特定の地点に日影を生じさせる時刻及び時間数について調査する。

#### (2) 調査方法

既存資料調査又は現地調査によるものとする。

調査すべき情報のうち「イ 地形及び工作物等の状況」については、既存工作物の日影の状況に係る調査を、日影図又は天空図の作成等の方法により行う。

#### 【解説】

既存資料調査は土地利用現況図及び地形図等により行うものとする。

実施区域に解体前の既存工作物が存在する場合は、計画工作物による影響との差を比較できるように現況の日影の状況を調査する。

#### (3) 調査地域及び地点

##### ア 調査地域

日照阻害の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

##### イ 調査地点

日照阻害の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

#### 【解説】

##### ア 調査地域

必要に応じ、調査地域内に日照障害を生じさせている地形及び既存工作物が存在する地域も調査地域に含めるものとする。

(4) 調査の時期、期間又は時間帯

日照障害の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

【解説】

既存工作物の日影の状況についての調査は、主として冬至日について行うものとする。

なお、季節別の日影の状況を把握するなど、必要に応じて春秋分、夏至日についても調査する。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性のうち、土地又は工作物の存在及び供用に係るものについては、工作物の位置、規模及び構造を整理する。

【解説】

このほか、工事の実施に係るものについては、必要に応じて整理する。

(2) 予測方法

次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により生じる日影の範囲、時刻、時間等の状況を予測する。また方法の選定理由を明らかにする。

ア 理論的解析による方法

イ 類似事例を参考にする方法

ウ その他適切な方法

【解説】

原則として、設置される工作物による日影について予測することとするが、対象事業の実施区域周辺に既存工作物が建ち並んでいるなど、現況でかなりの日照障害が生じている場合においては、必要により、日照障害の変化の状況（日影の時刻及び時間の変化）についても予測する。

工作物に設置される遮音壁又は目隠し等が実質的に日影を生じさせる場合には、それらの影響を含めた予測を行う。

必要に応じて、平均地盤面の高さの水平面における日影又は実日影（傾斜地など実際の地盤面における日影）及び対象事業の実施区域周辺にある工作物による日影の影響を考慮して、日影の状況の変化等の予測を行う。

予測方法については適切なものを選択又は組み合わせる。選定した予測手法に必要な条件等についても整理する。

ア 理論的解析による方法

① 日照障害についての一般的な予測方法は、建築基準法の日影規制に係る「日影図」又は「天空図」の作成に準じた方法により行う。

② 建築基準法による日影規制が及ばない建築物以外の工作物（高架道路等）及び地域（商業地域、工業地域、工業専用地域又は条例による指定のない地域等）における予測も同様の方法で行う。

ウ その他適切な方法

その他適切な方法を用いる場合も、上記と同等の技術的信頼性を有する手法を用いるものとし、例えば、模型実験によるものがある。

(3) 予測地域及び地点

ア 予測地域

調査地域に準じた地域とする。

イ 予測地点

予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。

【解説】

イ 予測地点

予測地点については、日影の影響を特に詳細に検討する必要がある地点（施設）がある場合に設定する。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

予測時期等は、原則として、工作物の建設が完了した時点以後の冬至日とする。

【解説】

予測時点は、設置される建築物や高架道路、高架鉄道等の工作物の設置が完了した時点以降で、一般的に日影による影響が最大となる冬至日とする。

太陽の方位角等の関係から、冬至日以外の時点での影響がより大きくなる場合には、影響が最大となる時期等での予測を行うとともに、その予測時期等がいつであるかを明示する。

3 評価の手法

日照障害の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

規制等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

【解説】

日照障害が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているかについての評価においては、画一的な方法を用いるのではなく、環境保全対策の複数案を比較検討する方法等を用いて評価を行い、評価の根拠及び検討の経緯を明らかにする。

規制等が定められている場合については、以下のとおり。

- ① 都市計画区域内については、建築基準法により規制が行われている。また、都市計画区域以外の区域については、建築基準法に基づき県又は市町村条例による規制が行われている。
- ② 建築基準法の日影規制が及ばない地域について、その他法令又は地元市町村の指導要綱等の規制等も行われていない場合には、日影が生ずる区域の土地利用の実態に応じて建築基準法の規制を準用する方法もある。

必要に応じて、農作物等への影響について考慮した評価を行う。

#### 4 事後調査の計画

##### (1) 調査方法

予測を行った日照障害の程度について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。

##### 【解説】

予測方法に建築基準法の「日影図」を選択した場合等、工作物の高さなど予測の前提条件についての相違を明らかにすることで予測結果との相違が明らかにできる場合には、地形、工作物の規模及び構造その他予測の前提条件に係る事項との相違点を確認することとする。

予測方法に建築基準法の「日影図」を選択した場合は、現地調査により、地形、工作物の規模、配置、構造その他予測の前提条件に係る事項に相違がないことを確認する。

##### (2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

##### 【解説】

予測地点を設けた場合は同地点とする。

##### (3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

##### (4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。